

令和5年度 公益財団法人 ^{さんこうえん}三好園 奨学金制度 募集要項

1. 出願資格

- (1) ～ (3) すべての条件を満たしていることが必要です
- (1) 栃木県内の高等学校を卒業または卒業見込みの者で、令和5年4月に4年制以上の大学に進学を希望する者
- (2) 学習活動その他の品行が正しく、健康で、将来社会に貢献しうる有用な人材であること
- (3) 出身高校または在学期に於ける全学年を通じた学習成績評定平均値が、5を満点としたときに4.0以上である者
- (注) (1)における大学とは、学校教育法に定められた日本の大学です

2. 奨学金の貸与額等

年額 360,000円 (一括現金貸与) 原則として本人に直接渡します
貸与期間は、大学の正規の最短就学期間で4年間を限度とします

3. 提出書類

- ①履歴書 (写真貼付)
- ②成績証明書
- ③学校長発行の推薦書 (指定用紙)
- ④小論文 (テーマ「私にとっての社会貢献とは」で800字程度)

4. 奨学金の返還 (無利子)

弊園の返還指針に基づき、各人の日常に支障のない範囲で行っています ※返還の免除もあり

◆返還指針◆

返還は、原則として卒業後2年間据置き、貸与期間の倍の期間(8年)で、返還することとします。卒業した年(貸与終了年)の5月に、当園より「返還開始のお知らせ」を送付します。勿論、前倒しで返還することは可能ですが、万一期間内(卒業後10年間)に完済出来ない場合は、「返還の猶予願い」を提出して承諾を得てください。

5. 書類の提出先及び提出期限

令和5年3月末日
郵送又は持参; 栃木県佐野市田沼町362 公益財団法人 ^{さんこうえん}三好園 まで

6. 決定及び通知

奨学生選考委員会にて選考し、毎年5月度理事会において決定後、本人宛、親元へ文書で通知 (別途出身高校宛にも文書で報告致します)

7. その他

初年度の貸資金受領時期は5月末以降になりますが、次年度からは4月1日以降が受領期間となります (文書にて通知)

毎年貸資金受領の際は本人が来所し、近況報告をするものとし、特別な事情で来所できない場合は事前に申し出、代理人が受理します

その場合の近況報告書は指定用紙にて指定期日までに提出するものとします

奨学金貸与決定後、公序良俗に反する、もしくは法律に違反する行為があったと認められた時は、貸資金の支給を停止し、その場合は、速やかに支給された全額の金額を返済するものとします

公益財団法人 ^{さんこうえん}三好園

〒327-0317 栃木県佐野市田沼町362

TEL0283-62-5497